

「特許出願における第三者からの意見書作業要点」

1. 経済部智慧財産局（以下「本局」と略称する）は、専利法施行細則第 39 条の規定を実施するため、特許出願の査定前において特許出願人以外の何人（以下「第三者」と略称する）が特許を付与すべきでないと考え、本局に意見陳述する（以下「第三者からの意見書」と略称する）ことの準拠法として、本要点を定める。
2. 第三者からの意見書は、特許出願の査定前にこれを提出すること。
3. 第三者は特許出願に専利法第 46 条に規定されている特許を付与しない状況違反について、本局に第三者からの意見書を提出することができる。
4. 第三者が意見陳述する場合、特許出願における第三者からの意見書（書式は添付書類を参照）に記載し、当該特許出願の出願番号を明記し、引用書類の目録、理由書及び関連する証拠書類を添付しなければならない。
5. 第三者は書面または本局の電子出願システムをとおして意見を提出すること。
6. 一案両請（二重出願）の特許出願について意見書を提出する場合、第 4 点に規定された明記すべき特許出願番号は、すでに公告された対応する実用新案の出願番号とすることができる。
7. 第三者からの意見書が審査により、その内容、理由または証明書類が明らかに識別できず具体的に明確でなく、または出願とは関係ないと判断した場合、本局は処理しなくともよい。第三者からの意見書が規定に基づき提出されなかった、または特許出願が取り下げ、不受理若しくは査定された場合もこれと同じとする。
8. 特許出願が実体審査段階に入った後、本局は出願人に第三者からの意見書が送達された事実を通知しなければならない。
9. 第三者からの意見書が提出された後、本局は当該意見書の処理状況及び特許出願の審査結果を第三者に通知する必要はない。
10. 第三者からの意見書で提出された引用文献の目録（添付の附表 1 を参照）は、特許出願の出願公開または査定公告の後に、本局の「専利公開資訊査訊システム」で公開される。